

公 示 日 : 2022 年 10 月 12 日 (水)

調達管理番号 : 22a00642

国 名 : フィリピン

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 平和構築室

調 達 件 名 : フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト中間レビュー調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 ~ 4 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022年11月下旬から2023年1月下旬まで
- (2) 業務人月 : 現地 0.6、国内 0.5、合計 1.10
(※現地のうち、ミンダナオ島派遣期間は 0.2人月を想定。ミンダナオ島への渡航回数の上限は計2回、各回滞在日数の上限は4日間とする)
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 18日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2022年10月26日 (水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法などの詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願いいたします。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

◇ 評価結果の通知 : 2022年11月9日 (水) までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 ③語学力 16点
 ④その他学位、資格等 16点
 (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
 本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

40年以上にわたり紛争が続いたフィリピン ミンダナオ島西部及びスールー諸島のムスリム・ミンダナオ地域において、2014年3月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF: Moro Islamic Liberation Front)の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。その後2018年7月26日、自治政府の設立に必要な「バンサモロ基本法(BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)」が大統領により承認された。2019年1月21日及び2月6日にはバンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票が実施され、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域(BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)が確定し、2019年2月22日にバンサモロ暫定自治政府(BTA: Bangsamoro Transition Authority)が発足し、バンサモロ自治政府設立に向けた準備が進められ、加えて、BTAの設立とともに、MILF構成員の武装解除、社会復帰等を含む正常化プロセスが進められている。

これまで行政機関として機能してきたムスリム・ミンダナオ自治地域(ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao)政府の多くの機能がBTAに移行されたが、法律上はBTAの設立とともに改廃されており、ARMMの全職員が一斉に解雇され改めてBTA職員の採用手続きが行われるなど、暫定自治期間の開始からしばらくの間は行政サービスが一部滞り、地域の不安定化をもたらすことが懸念されていた。職員採用が進捗するに従い、行政サービスは回復しているが、引き続き計画策定と予算執行など行政機関としての基本的な機能は十分とは言えない状況にある。当初、BTAは2022年に正式な自治政府へ移行することが予定されていたが、新型コロナウイルスの影響等による移行プロセスの遅れに鑑み、上下両院での議論を経て2021年9月25日にBOL修正法案が可決され、2025年まで暫定自治期間が延長されることとなった。暫定自治期間が延長されることで移行期の残りの3年間で住民が行政サービス、経済社会面での変化を十分に実感できるか否かが、BTA及び2025年の第一回バンサモロ議会選挙後に成立する新自治政府とBARMMの平和と安定に向けて大きなカギとなっている。

JICAは、2013年から技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(以下、「CCDP」という。)を通じて、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を法案策定や開発プログラムの特定・調整等を行うバンサモロ移行委員会(BTC)及びARMM政府を対象に行ってきた。本案件「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」は、CCDPの後継として、2019年7月より2025年12月までの期間、バンサモロ地域においてBTAの人材・組織の能力強化及び農業分野の生計向上活動の整理・強化を行うことにより、BTAの行政管理能力の強化を図り、もってバンサモロ自治政府に引き継がれた人材のプロジェクトで得た知見の活用に寄与することを目的とするものである。本調査においては、プロジェクト活動の現時点での成果と課題を確認し、プロジェクトの後半に向けた提言を取りまとめることを目的として、中間レビューを実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、評価時点におけるプロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。評価にあたっては、紛争影響地域である現地の流動的な状況を踏まえ、現地ニーズの変遷を踏まえたこれまでの支援の妥当性を検討するとともに、紛争予防配慮及び平和促進の観点からの評価やプログラムに対するリスク評価を含めた調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続き、紛争影響国・地域での留意点について、配布資料である「紛争影響国における事業評価の手引き」を参照し、調査計画や評価グリッドに反映する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 11 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料、PNA 調査報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。特に、本プロジェクトは、C/P を取り巻く流動的な状況変化に合わせて投入計画を修正しているため、専門家の活動メモなどから現地の状況変化と「投入」・「活動」実績の関連性を十分整理すること。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他先方関係機関、他ドナー（EU）等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。
- ⑤必要に応じてオンラインによる遠隔インタビューに参加し、議事録を作成する。

(2) 現地派遣期間（2022 年 11 月下旬～12 月中旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ 先方 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び先方 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及び先方 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ インタビューの議事録を作成する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果のコタバト・プロジェクト事務所、JICA フィリピン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 12 月下旬～2023 年 1 月初旬）

- ① 中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の中間レビュー調査報告書（案）和文を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務完了報告書
2023年1月6日（金）までに提出。
次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。
 - ① 評価報告書（英文）
 - ② 中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文）
 - ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 報酬単価
ミンダナオ島（コタバト市）での現地業務期間については、紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用しません。詳しくは、上述 URL を参照ください。

なお、紛争影響地域（コタバト市）と通常地域（マニラ市）での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上してください。また、現地人月・国内人月別の報酬額については紛争影響国・地域単価適用分と現地単価適用分のそれぞれの現地人月分を計算し、合算してから、報酬総額から現地人月分の額を差し引いて計算ください。
- (2) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、成田/羽田⇄マニラ（直行便）を標準とします。また、マニラ⇄コタバトの国内線（2往復を予定）も計上してください。日程は契約交渉時にお伝えします。
- (3) 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
を参照願います。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策に関する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地調査期間は2022年11月29日～12月16日（18日間）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査を開始することを予定しています。また、現時点でフィリピン入国時には隔離期間はありません。今後隔離措置が変更になった場合には、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施するものとします。

また、マニラからコタバト市への渡航に際しては当該時点の治安・感染状況を都度確認し、JICAフィリピン事務所の承認を得ることを想定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／平和構築 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

なお、現地調査期間中に現地滞在予定のプロジェクト専門家は以下の通りです。

- ・プロジェクト総括
- ・成果1 (ガバナンス) / 業務調整専門家
- ・成果3 (コロナ対策) 専門家

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり (マニラ、コタバト) (但し、宿泊料は契約に含まれます)
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員、プロジェクト専門家等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上: なし (英語での業務が可能のため)
- オ) 現地日程のアレンジ: 現地ヒアリング調査の面会予約及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供: コタバト・プロジェクト事務所 (ミンダナオ島コタバト市) における執務スペース提供 (ネット環境有)
- キ) 警護及び警備員配置: コタバト・プロジェクト事務所による、活動に必要な警護に係る警備員の配置

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA ガバナンス・平和構築部 平和構築室から配布しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・案件概要表 (詳細計画策定調査後)
- ・地域レベルの平和構築アセスメント (PNA) ミンダナオ情報収集・確認調査報告書
- ・R/D
- ・JICA執務参考資料「紛争影響国の事業評価の手引き」

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要
(<https://www.jica.go.jp/project/philippines/017/index.html>)
- ・プロジェクト事業事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1900352_1_s.pdf)
- ・バンサモロ基本法
(<https://issuances-library.senate.gov.ph/sites/default/files/2022-03/ra%2011054.pdf>)
- ・修正バンサモロ基本法
(<https://ldr.senate.gov.ph/sites/default/files/2022-03/20211028-RA-11593-RRD.pdf>)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお

送ってください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 紛争国もしくは紛争影響国での業務経験があることが望ましいです。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況についてはJICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段などについて同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上